



松浦市では、国の「妊婦支援給付金事業」を活用し、妊婦・子育て家庭のみなさんが、より安心して出産・子育てができるよう、令和7年4月1日から **1. 伴走型相談支援** と **2. 経済的支援** を実施する「妊婦等包括相談支援事業」と「妊婦のための支援給付事業」を行っています。（旧名称：松浦市出産・子育て応援事業）

1. 伴走型相談支援について

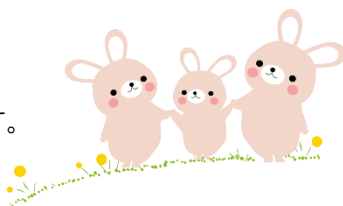
妊娠届出時から妊婦・ご家族に寄り添い、出産・子育ての見通しを立てるための面談やアンケートの機会を拡充し、出産後まで必要な支援を行っていきます。

なお、以下の面談等の機会以外でも、随時、ご相談には応じていますので、心配なことや確認しておきたいこと等あればご連絡ください。

面談 アンケート	実施時期	実施内容
1回目	妊娠届出時	- 母子健康手帳交付時に妊婦・ご家族と面談後、アンケートを実施します。 - 代理人による妊娠届出の場合は、後日、妊婦との面談を行います。
2回目	妊娠6～8か月頃	- 対象者全員にアンケートとマタニティ教室の案内を送付します。 - 初めて妊娠した方に対して訪問面談を行います。 - 出産経験がある妊婦のうち希望者に対して面談を行います。
3回目	生後1～4か月頃	- 乳児家庭全戸訪問により産婦・ご家族との面談の機会を設けます。 ※乳児家庭全戸訪問とは、保健師・助産師等が、赤ちゃんがいる全てのご家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聞いたり、子育てに関する情報を伝えたりする事業です。 ※ご希望により、生後1か月になる前でも訪問することができます。

2. 経済的支援について（妊婦のための支援給付金）

出産・子育てにかかる経済的負担の軽減のため、妊婦のための支援給付金を支給します。



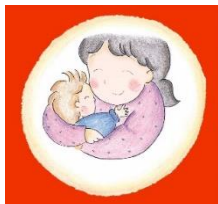
（1）給付金の対象者・金額

給付の区分	妊婦のための支援給付（1回目）	妊婦のための支援給付（2回目）
対象者	医療機関等により妊娠の事実（胎児心拍）が確認できた方	妊娠しているこどもの人数の届出をした方 ※
金額	妊婦1人あたり5万円	妊娠しているこどもの人数 × 5万円
申請時期	妊娠届出時の面談後 または妊娠していたことの届出時	出産予定日の8週間前以降 ※
支給時期	申請書提出後、概ね1か月以内に支給します	申請書提出後、概ね1か月以内に支給します

※ 流産・死産、人工妊娠中絶も支給の対象となります
申請時期は医療機関で流産などが確認された日以降になります

（2）申請要件

- ①申請時点で松浦市に住民登録があること。
- ②妊婦のための支援給付事業の適切な実施のために、関係機関等に必要な情報を確認し、情報共有していくことに同意すること。



（問合せ先）松浦市 子育て家庭センター

（子育て・こども課 子育て支援係）

〒859-4598 松浦市志佐町里免 365

tel：0956-72-1111（内線 146,148） fax：0956-72-1115

e-mail：kodomo@city.matsuura.lg.jp